

スタートアップ伴走型アクセラレーション支援事業業務委託 仕様書

1 業務名

スタートアップ伴走型アクセラレーション支援事業業務委託

2 業務の目的

生産年齢人口や事業所の減少が続く中、本市の地域経済の再生と持続可能な地域経済環境の構築のためには、新規参入に伴う企業間競争の促進や技術革新を図り、ビジネスチャンスを創出する必要がある。そこで、革新的なビジネスモデルにより新たな市場を創出し急成長する企業等や、地域課題の解決を志向する企業等、第二創業や社内ベンチャーなど新たな事業・分野に取り組もうとする企業等（以下、「スタートアップ等」という。）を募集し、ビジネスアイデアのブラッシュアップから資金調達等まで総合的な支援を実施することで、市内企業の成長や本市の地域課題解決を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約成立の日から令和8年3月31日までとする。

4 委託内容

(1) スタートアップ伴走型アクセラレーション支援

スタートアップ等を対象に、ビジネスアイデアのブラッシュアップから資金調達等まで総合的な伴走型の支援を実施する。

ア 支援回数と期間

履行期間内に月2回程度かつ6か月程度

イ 支援対象者

次の(ア)から(ウ)に掲げるスタートアップ等とする。

(ア) 市内に拠点を有する者

(イ) 市内に新たに事業拠点を置こうとする者

(ウ) 市内に拠点がある事業者等と協業しようとする者

ウ 募集テーマ

次の(ア)から(ウ)に掲げるテーマで合計5社程度を選定する。

(ア) 地場産業枠 地域に根差した産業の発展や、地域資源や技術を活用した製品・サービスの展開を目指す

(イ) 地域課題解決枠 本市や本市を含む地域が直面している地域課題の解決を図る

(ウ) 共創枠 異なる業種や分野の企業・団体等との連携を通じて、新たな価値の創出を図る

エ 支援対象者の選定

支援対象者の選定は次の流れで実施する。

(ア) 支援対象者の募集時にキックオフイベントを行い、本事業を市内外に周知する。

(イ) 応募があったスタートアップ等について、市、本事業受託者、外部人材等による選定会議を実施して、支援対象者を選定する。

オ 支援内容

課題の深掘り、情報整理及目標設定等のメンタリング支援や、ビジネスモデル構築やピッチに向けたブラッシュアップ、国等が行うビジネスプランコンテストへの参加支援など、事業化に向けた総合的な支援を行う。

また、支援開始時に、選定したスタートアップ等と個別面談等を行い、各社の現状や事業課題を把握し、支援期間中に達成すべきゴールとそのために必要となるアクシ

ョンを定める。

事業化検証等を行う場合には、市が定める経費の手引きに沿って、上限30万円（税込み）で経費を支払うことが可能である。その場合、受託者が本事業に関する経費であることを確認すること。

カ 連携

本事業においては、富士市地域産業支援センター事業者支援業務機能を理解し、当該支援業務の受託者と連携を図る。また、産官学金等の多様な団体等と連携や協業を図り、外部の専門家等も積極的に活用することで、支援対象者の事業化や成長を図る。さらには、本事業に参加する事業者同士や専門家等とのネットワーク形成を図る。

キ 成果発表会

支援の成果を広く発表し、本市におけるスタートアップ支援の機運醸成を図る場を設ける。

ク 情報発信

本事業の周知に必要なチラシ等の作成や情報発信を、本市と協力して実施する。

(2) 定期的な報告

ア 月1回程度の頻度で、委託者に対して情報共有を行う。

イ 本事業についてのレポート作成を行う。

5 支払上限金額

12,305,000円（消費税額及び地方消費税相当額含む。）

※ 上記金額には、企画・人件費、講師等報酬、資料作成費等及び委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

6 契約

(1) 実施計画書の提出

契約締結後、受託者は速やかに別に定める実施計画書及び業務実施体制図を市に提出すること。

(2) 委託費の支払

原則として事業終了後の完了払いとするが、受託者から支払い条件についての協議がある場合は、市はこれに応じる。

(3) 委託事業の完了報告

受託者は委託事業完了後、速やかに、市が別に定める委託事業成果報告書等を提出すること。

7 その他・注意事項

(1) 本事業の実施に当たり、運営事業者は責任者を定める必要がある。

(2) 本事業費には、事業実施に係る全ての費用を含むものとする。

(3) 本市と緊密な情報共有・連携を図りながら業務を実施すること。

(4) 本事業は国の交付金を活用する事業であるため、市が監査等を受けることとなった場合などには、その協力をする。また、本事業終了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類をいつでも閲覧に供することができるよう保存しなければならない。

(5) スタートアップ等から苦情があった場合には、適切に対応するとともに、その内容を本市へ報告すること。

- (6) 事故等の緊急時の対策について、日頃から適切な措置を講じるとともに、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- (7) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報及び企業秘密の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (9) 本業務に関する著作権は、本市に帰属すること。ただし、受託者が従来から有していた権利等については、受託者に留保することができる。
- (10) 本業務にて第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。
- (11) 本業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
- (12) 本業務で委託者が撮影した写真等は、本業務以外で委託者が作成する広報制作物等において二次利用できるものとする。
- (13) 天変地異や感染症の影響等により、予定していた事業の変更などが生じた場合、市と協議、調整の上、支払限度額を超えない範囲で、契約内容を変更し、業務を実施するものとする。

8 再委託の制限

業務の全部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

9 疑義

本仕様書において疑義が生じた場合、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。ただし、本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と考えられるものについては、受託者の責任において施行するものとする。